

船舶事故調査報告書

平成23年9月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 石川 敏行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年11月4日 08時40分ごろ～10時15分ごろの間）
発生場所	北海道寿都町寿都漁港北北東方沖 寿都港北防波堤灯台から真方位012° 3.1海里付近 （概位 北緯42° 50.7′ 東経140° 15.1′）
事故調査の経過	平成22年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八天籠丸、4.9トン HK3-123353（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 3.44m × 1.12m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成13年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月21日 免許証交付日 平成22年1月14日 （平成27年4月20日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、僚船10隻と共に寿都漁港を出港し、平成22年11月4日08時40分ごろ、同港北北東方沖で、仕掛けておいたあんこう刺網の揚網作業を開始した。 僚船の船長は、09時50分ごろ本船へ無線連絡したが不通であったため不審に思い、本船の操業場所へ移動して本船を確認したところ、10時15分ごろ本船の揚網機に網ごと巻き込まれた状態の船長を発見し、10時20分ごろ漁業協同組合に無線連絡した。 連絡を受けた漁業協同組合は、消防署、警察署及び海上保安部に通報するとともに操業中の他の僚船に救援を依頼した。 本船は、僚船船長が操船して寿都漁港へ帰港し、船長は、搬送された病院で死亡が確認された。 船長は、胸部圧迫による窒息死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西～西北西、風力 3～5、視界 良好 海象：波高 約1～2m、水温 約15℃

その他の事項	<p>船長は、救命胴衣、帽子、ゴム手袋、カッパ及び長靴を着用していた。</p> <p>船長は、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>僚船の船長が本船を発見した際、本船の機関は中立状態で、船首部右舷側に設置された揚網機は停止状態であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、胸部圧迫による窒息であった。</p> <p>本船は、寿都漁港北北東方沖において、08時40分ごろ操業を開始し、10時15分ごろ僚船の船長が本船の揚網機に網ごと巻き込まれた状態の船長を発見したので、この間において、船長が揚網機に巻き込まれたことから、死亡したものと考えられるが、死亡に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が寿都漁港北北東方沖において操業中、船長が揚網機に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>	